

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月24日(火)

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

1 概要及び日程等

(1) 調達件名

令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気
予定契約電力 363kW 予定使用電力量 569,946kWh

(2) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

(4) 契約方法

一般競争入札(最低価格落札方式)

(5) 入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで(入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)

(6) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しないので、担当者に詳細を確認すること。

(7) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和7年1月22日(水) 17時00分

(8) 入札書の提出期限

令和7年1月23日(木) 15時00分

(9) 開札の日時及び場所

令和7年1月24日(金) 10時00分

鹿児島合同庁舎3階 第3会議室

2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 担当: 田中

電話: 099-223-8275(内線: 123) Mail: tanaka-hidetoshi.zs4@mhlw.go.jp

上記の交付場所及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」(営業品目: その他)でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4)厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
- (5)資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7)その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8)電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9)二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関し、仕様書別紙①に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

4 入札方法等

(1)入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

5 その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金及び契約保証金

免除

(3)入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5)契約書作成の要否

要

原則、契約書の締結は電子契約によること。ただし、電子契約により難しい者は、紙による契約書作成を認める。

(6)落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)手続における交渉の有無

無

(8)その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気
(令和6年度入札案件) (令和7年度契約案件)

○鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和6年12月24日付け)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

○契約担当官等 支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

I 個別事項

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気 予定契約電力 363kW 予定使用電力量 569,946kWh
(2) 履行期間又は履行期限	令和7年4月1日から令和8年3月31日
(3) 履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所
(4) 契約方法	一般競争入札(最低価格落札方式)
(5) 競争参加資格の等級	令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、九州・沖縄地域で「物品の販売」(営業品目:その他)の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
(6) 入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで (入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)
(7) 入札説明会の日時及び場所	入札説明会は実施しないので、担当者に詳細を確認すること。
(8) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和7年1月22日(水) 17時00分
(9) 入札書の提出期限	令和7年1月23日(木) 15時00分
(10) 開札の日時及び場所	令和7年1月24日(金) 10時30分 鹿児島合同庁舎3階会議室(鹿児島市山下町13-21)
(11) 質問の期限	令和7年1月22日(水) 12時00分
(12) 低入札価格調査基準額の設定の有無(予定)	無
(13) 入札保証金及び契約保証金	免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 担当:田中

電話:099-223-8275(内線:123) Mail:tanaka-hidetoshi.zs4@mhlw.go.jp

3 質問等

入札者は入札公告、本入札説明書及び別紙等を熟読のうえ入札書を提出しなければならない。契約条件、仕様等に疑義がある場合は、入札書を提出するまでの間に当局に対して説明を求め、全て解決しておくこと。

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

上記2照会窓口に記載のメールアドレスへ行うこと。

- ・質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。
- ・電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。(セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合があるため)

② 照会窓口に持参

(2) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札説明書受領通知書を提出された他の参加者へもメール等で共有する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 前記競争参加資格の等級を有していること。
- (2) 本調達「別冊」仕様書を期間内に閲覧すること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。(提出部数 各1部)

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
※競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階
鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 電話：099-223-8275

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書(入札説明書様式-1)

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書(入札説明書様式-2)

※ 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものの写しを提出すれば足りる。

③ 保険料納付に係る申立書(入札説明書様式-4)

④ 入札書(紙入札での参加者は、入札説明書様式-5を提出)(代理人が紙により入札する場合には、委任状(入札説明書様式-6)を併せて提出する必要がある。)

⑤ 適合証明書(入札説明書様式-9)および電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

6 支払条件

契約書案(入札説明書別紙)記載のとおり。

7 契約日等

本調達に係る契約締結日は令和7年4月1日を予定している。ただし、当該予定日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しない場合は、契約締結日は予算が成立した日以後となる。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間のうち、暫定予算の期間分のみを対象とした契約となることがある。

(以下この頁余白)

Ⅱ 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570 - 014 - 889
 - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には「Ⅰ 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の
使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口で照会すること。

- ⑥ 電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けていない者。
- ⑦ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関し、仕様書別紙①に掲げる入札適合条件を満たしていない者。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和5年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより入札する場合

ア 競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

※ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

※ 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

イ 前記にかかわらず、送付したファイルに不備が生じている場合であっても、内容確認に支障が無い場合には、支出負担行為担当官の判断により有効な提出として認める場合がある。

ウ 電子調達システムで入札参加をする場合であっても、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出することは差し支えない。ただし、システムの仕様上「証明書等／提案書等」の提出機能を用いて何らかのファイルを送付しなければ入札額の登録を行うことができないため、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出する者は「証明書等／提案書等」の提出画面から、「入札説明書様式-3」を提出すること。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

(2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「I 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

(1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。ただし、「I 個別事項」において契約金額と別に支払うこととされている経費については、この限りでない。入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(kW単価、同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価、同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。)を根拠とし、当局が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価(入札積算内訳書により計算した全需要施設の対価の合計)を入札金額とすること。

なお、入札金額の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札積算内訳書は、納入場所ごとに作成し、当局が提示する予定契約電力、予定使用電力量の対価及び計算式を記載すること。

7 入札書の引換え等の禁止

(1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不

明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

- (1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札積算内訳書（入札説明書様式－5（2））の提出については、スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付し、政府電子調達システムにて送信すること。
- (3) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙による入札を希望する者は、電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札説明書様式－8）を令和7年1月22日（水）17時までに提出すること。
また、「入札説明書様式－5」により作成した入札書を持参又は郵送しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
 - (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。
※電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き（16（3）参照）に使用される。
 - (3) 電話、電信等による提出は認めない。
 - (4) 入札書を持参する場合は封筒に入れ、社印及び代表者印を封印として押印する。ただし、委任状（入札説明書様式－6）の提出がある場合には、代理人の押印のみで足りるものとする。
封皮には、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び氏名（法人の場合はその名称又は照合）を記載（氏名の記載は、社名の記載してある封筒を使用することでも可）した上で、『令和7年1月24日開札「令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気の入札書在中」』と朱書しなければならない。
入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は提出日を記入すること。
郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に、『令和7年1月24日開札「令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気の入札書在中」』と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、「I 個別事項」2照会窓口宛に入札書の受領期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。
再度入札への参加を希望する者のうち、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が開札に立ち会うことができない場合は、初度入札に係る入札書等【入札説明書様式－5（1）及び（2）】を入れた封筒に「1回目」と記入し、再入札書等【入札説明書様式－5（3）及び（4）】を入れた封筒には「2回目」と記入し、提出すること。
 - (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式－6（1）」及び「入札説明書様式－6（2）」による代理委任状を提出しなければならない。
 - (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
-

(7) 委任状の日付は提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

(1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(2) 次に掲げる入札書は無効とする。

- ① 入札書に記名がされていないもの
- ② 入札金額を訂正したもの
- ③ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
- ④ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの
- ⑤ 同一の者による入札が複数あるもの
- ⑥ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
- ⑦ 頭名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
- ⑧ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの

(3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式-2」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14 開札手続

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

(4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。

(6) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する入札者又はその代理人は、関係職員が示す再度入札日時までに再入札書等【入札説明書様式－5（3）及び（4）】を提出すること。なお、再度入札への参加を希望する者のうち、止むを得ない事情により入札者又はその代理人が開札に立ち会うことができない場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を入札書提出期限（「I 個別事項」の1（9））までに提出しておくこと。

なお、政府電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとし、スキャナ等により電子データ化した再入札積算内訳書（入札説明書様式－5（4））を添付して、政府電子調達システムにより送信すること。

- (2) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。
- (3) 再度入札においても落札者が決定できない場合は、最低金額の申込者と予定価格の範囲内で随意契約を行う。

16 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者と締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする必要がある。また、その場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。
なお、電子契約書による契約を希望する者は、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得しておかななければならない。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。
- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。
- (5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式－7」とする。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て））の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

23 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎ 様式等

- ・ 入札説明書様式－ 1 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書
- ・ 入札説明書様式－ 2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・ 入札説明書様式－ 3 競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について
- ・ 入札説明書様式－ 4 保険料納付に係る申立書
- ・ 入札説明書様式－ 5 (1) 入札書
- ・ 入札説明書様式－ 5 (2)－ 1 入札積算内訳書総括表作成様式 (参考様式)
- ・ 入札説明書様式－ 5 (2)－ 2 入札積算内訳書作成様式 (参考様式)
- ・ 入札説明書様式－ 5 (3) 再入札書
- ・ 入札説明書様式－ 5 (4)－ 1 再入札積算内訳書総括表作成様式 (参考様式)
- ・ 入札説明書様式－ 5 (4)－ 2 再入札積算内訳書作成様式 (参考様式)
- ・ 入札説明書様式－ 6 委任状
- ・ 入札説明書様式－ 7 (1) 再委託に係る承認申請書
- ・ 入札説明書様式－ 7 (2) 再委託に係る変更承認申請書
- ・ 入札説明書様式－ 7 (3) 履行体制図
- ・ 入札説明書様式－ 7 (4) 履行体制図変更届出書
- ・ 入札説明書様式－ 8 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 入札説明書様式－ 9 適合証明書
- ・ 別冊 仕様書

(以下この頁余白)

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気)

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ）

年 月 日生

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－2別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

[提出期限]

令和7年1月22日(水) 17時00分

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：

[提出期限]

令和7年1月22日(水) 17時00分

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間(24か月間)に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近2年間(24か月間)に支払うべき社会保険料及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

所在地
名称
代表者氏名

* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納入を証明する書面を添付すること。

[提出期限]

令和7年1月23日(木) 15時00分

入 札 書

¥ _____ ー

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

再 入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

[提出期限]

令和7年1月23日(木) 15時00分

委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人） 住 所
所属（役職）
氏 名

記

- 入札件名：令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気
- 委任事項：
 - 当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
 - 復代理人の選任
- 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

[提出期限]

令和7年1月23日(木) 15時00分

委 任 状

(復代理人用)

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

(復代理人) 住 所
所属（役職）
氏 名

記

- 入札件名：令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気
- 委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
- 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
 2. 委託する相手方の業務の範囲
 3. 委託を行う合理的理由
 4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
 5. 契約金額
 6. その他必要と認められる事項
-

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
 2. 変更後の事業者の業務の範囲
 3. 変更する理由
 4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
 5. 契約金額
 6. その他必要と認められる事項
-

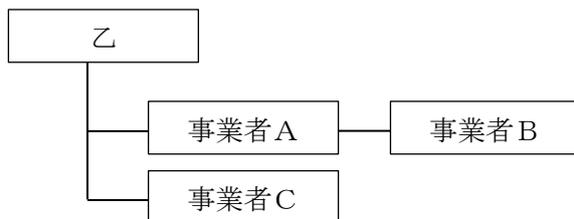
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区		
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙のとおり

[紙入札申出提出期限]

令和7年1月22日(水)17時00分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気
- 2 政府電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 政府電子調達システムの導入予定時期
- 4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

[紙入札申出提出期限]

令和7年1月22日(水)17時00分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由
・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
・ 電子調達システムの導入について検討中であるため

3 政府電子調達システムの導入予定時期
令和○年○月頃 若しくは 時期未定 又は 導入予定なし

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）
※政府電子調達システム導入にあたって妨げとなっている事情や、その他電子調達システムを導入できない理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

適合証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名

代理人氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

項目	自社の 基準値	点数
① 令和5年度の1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)(単位: kg-CO2/kWh)		
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	取組の有無	点数
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、仕様書別紙①により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となったものを本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

契 約 書 (案)

1. 件 名 令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気
 2. 履行場所 別紙1「需要場所一覧表」のとおり
 3. 履行期限又は契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 4. 契約金額
契約金額は、次の各号のとおり（消費税及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を含む。）とする。
 - 一 基本料金 別紙2「契約単価明細書」のとおり
 - 二 電力量料金 別紙2「契約単価明細書」のとおり
 - 三 契約継続割引 別紙2「契約単価明細書」のとおり
 - 2 前項の消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
 - 3 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲乙協議の上、契約金額を改定することができる。
5. 契約保証金 免除
甲と乙は、令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。
本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町13-21
支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 ○○ ○○

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出を書面により甲に提出し、承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(事情変更)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約の定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 甲は、乙から業務完了通知を受けた日から10日以内に、甲の指定する検査職員により検査（以下「検査」という。）を行い、合否を判定する。

2 乙は、甲の要求があった場合には、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を、乙の費用負担にて派遣しなければならない。

3 検査に合格しなかった部分の業務については、乙は甲の指示に従い、甲の指定する期間内に再作業を行い、再度検査（以下「再検査」という。）を受けるものとする。

4 前項の場合の作業手続は、前条及び本条に定める手続きを準用する。

5 乙は、検査を受けた結果、不合格となった場合は、甲が別途指定する期限までに物品を撤去しなければならない。

6 甲は、前項の期限経過後、物品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

7 前2項の場合に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、各月の業務の完了後、当該月に係る電気料金の支払いを官署支出官鹿児島労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

2 前項に規定する電気料金は、4. 契約金額に定める基本料金（単価）に契約電力を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合には、力率割引割増して得た額とする。）と4. 契約金額に定める電力量料金（単価）に当該月における使用電力量を乗じて得た額（ただし、燃料費等調整制度に係る燃料費等調整を行う場合は、

燃料費調整額を加えた額又は差引した額とする。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。)を合計した額に、4. 契約金額に定める契約継続割引(単価)に契約電力を乗じて得た額金を減じた額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)とする。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

3 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して4. 契約金額に定める基本料金(単価)に契約電力を乗じて得た額と4. 契約金額に定める電力量料金(単価)に予定使用電力量を乗じて得た額(請求時に使用電力量が確定しているときは確定電力量)を合計した金額の100分の10に相当する額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、乙は、甲、甲が属する組織全体に属する全部又はいずれかの組織(以下「甲等」という。)が実際に被った損害について、第26条の損害賠償責任を免れないものとする。

(個人情報保護)

第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならな

い。

- 3 乙は、個人情報複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。
- 6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

- 2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、4. 契約金額に定める基本料金（単価）（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）に契約電力を乗じて得た額と4. 契約金額に定める電力量料金（単価）（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）に予定使用電力量を乗じて得た額（請求時に使用電力量が確定しているときは確定電力量）を合計した金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同

法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、

4. 契約金額に定める基本料金(単価)(本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価)に契約電力を乗じて得た額と4. 契約金額に定める電力量料金(単価)(本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価)に予定使用電力量を乗じて得た額(請求時に使用電力量が確定しているときは確定電力量)を合計した金額の100分の10に相当する額のほか、合計した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前項前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(損害賠償責任)

第20条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、甲等の提供する行政サービスの受領者(以下「受領者等」という。)から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等(以下「不服申立て等」という。)が提起された場合において、甲等が受領者等に支払いを命ぜられた金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びに訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

3 甲は、乙が本契約に基づいて行う業務により生じた人体又は財物等の損害等については、賠償の責を負わないものとする。

(解除)

第21条 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に重大な支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ち

に本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
 - (2) 相当な理由がなく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき
 - (3) 甲に重大な損害又は危害をおよぼしたとき
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき
 - (5) 著しい納期の延期があったとき
 - (6) 第27条に規定する瑕疵が重大で契約の目的を達することができないとき、又は同条に定める甲の請求に応じないとき
 - (7) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (8) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき
 - (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
 - (10) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき
 - (11) 解散の決議をしたとき
 - (12) 競争参加資格に反する事実が明らかになったとき
 - (13) 法令に反する事実が明らかになったとき
- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、甲は乙に対し、4. 契約金額に定める基本料金（単価）に契約電力を乗じて得た額と4. 契約金額に定める電力量料金（単価）に予定使用電力量を乗じて得た額（請求時に使用電力量が確定しているときは確定電力量）を合計した金額の100分の10に相当する額を違約罰として請求することができるものとする。
- 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は第1項の解除をしない場合でも、乙に対して、前項の金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、前条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 6 甲による本契約又は民法の各規程に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができる。
- (属性要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の

代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (行為要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第24条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第26条 第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 乙は、甲が第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第22条、第23条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約単価（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じた金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の100分の10の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第29条 甲は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受け又は送検されたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第30条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、4. 契約金額に定める基本料金（単価）に契約電力を乗じて得た額と4. 契約金額に定める電力量料金（単価）に予定使用電力量を乗じて得た額（請求時に使用電力量が確定しているときは確定電力量）を合計した金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（接続供給契約に生じる債務の負担）

第31条 乙が九州電力送配電株式会社と締結する接続供給契約によって電気の供給を行う

場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因して生ずる金銭債務を除く。）は、乙が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第32条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第33条 供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合等、乙の供給条件に特段の定めがある場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定する。

（使用電力量の計量及び検査）

第34条 使用電力量等の計量日時は、原則として毎月末日の24時00分（以下「計量日」という。）に行うこととし、九州電力送配電株式会社は、計量日に記録された計量器の読みにより、検針値を確定し、乙へ通知する。乙は、九州電力送配電株式会社から受領した検針値により、使用電力量等を算定し、甲の指定する検査職員による検査（以下「検査」という。）を受けなければならない。

（法律、規格等の遵守）

第35条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（紛争等の解決方法）

第36条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補足）

第37条 本契約に関し、疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、九州地区の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件並びに乙の電力売買約款（九州エリア用）によるほか、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

（存続条項）

第38条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第13条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条第2項、第24条、第26条、第30条、第31条、第36条、第37条、及び本条はなお有効に存続するものとする。

（以下この頁余白）

入札積算内訳書総括表

官 署 名	金 額
鹿児島労働基準監督署	
鹿児島公共職業安定所	
川内公共職業安定所 宮之城出張所	
国分公共職業安定所	
加世田公共職業安定所	
伊集院公共職業安定所	
大隅公共職業安定所	
出水公共職業安定所	
指宿公共職業安定所	
合 計 (税込)	

入札額 (合計の100/110 1円未満切捨て)	
--------------------------	--

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 鹿児島労働基準監督署

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	41			3,474							0.15		41				
令和7年	5月	41			3,724							0.15		41				
令和7年	6月	41			4,685							0.15		41				
令和7年	7月	38						7,335				0.15		38				
令和7年	8月	41						7,266				0.15		41				
令和7年	9月	41						6,183				0.15		41				
令和7年	10月	41			4,583							0.15		41				
令和7年	11月	41			3,886							0.15		41				
令和7年	12月	41			4,998							0.15		41				
令和8年	1月	41			5,666							0.15		41				
令和8年	2月	41			3,802							0.15		41				
令和8年	3月	41			4,075							0.15		41				
計					38,893			20,784										

※ 単価は全て税込単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 鹿児島公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	99			11,166							0.15		99				
令和7年	5月	99			13,830							0.15		99				
令和7年	6月	99			16,770							0.15		99				
令和7年	7月	98						22,457				0.15		98				
令和7年	8月	104						22,416				0.15		104				
令和7年	9月	104						20,785				0.15		104				
令和7年	10月	99			14,963							0.15		99				
令和7年	11月	99			11,248							0.15		99				
令和7年	12月	99			12,106							0.15		99				
令和8年	1月	99			12,438							0.15		99				
令和8年	2月	99			11,360							0.15		99				
令和8年	3月	99			11,567							0.15		99				
計					115,448			65,658										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 川内公共職業安定所 宮之城出張所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	26			2,365								0.15		26			
令和7年	5月	26			2,370								0.15		26			
令和7年	6月	26			3,077								0.15		26			
令和7年	7月	25						5,171					0.15		25			
令和7年	8月	25						4,783					0.15		25			
令和7年	9月	25						4,421					0.15		25			
令和7年	10月	26			2,538								0.15		26			
令和7年	11月	26			2,497								0.15		26			
令和7年	12月	26			3,634								0.15		26			
令和8年	1月	26			3,820								0.15		26			
令和8年	2月	26			3,328								0.15		26			
令和8年	3月	26			3,391								0.15		26			
計					27,020			14,375										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 国分公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	36			4,129							0.15		36				
令和7年	5月	36			4,607							0.15		36				
令和7年	6月	36			5,382							0.15		36				
令和7年	7月	41						8,796				0.15		41				
令和7年	8月	44						8,818				0.15		44				
令和7年	9月	44						7,795				0.15		44				
令和7年	10月	40			4,585							0.15		40				
令和7年	11月	40			3,914							0.15		40				
令和7年	12月	40			4,999							0.15		40				
令和8年	1月	36			5,507							0.15		36				
令和8年	2月	36			4,509							0.15		36				
令和8年	3月	36			4,508							0.15		36				
計					42,140			25,409										

※ 単価は全て税込単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 加世田公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	39			3,041							0.15		39				
令和7年	5月	39			3,599							0.15		39				
令和7年	6月	39			4,391							0.15		39				
令和7年	7月	35						5,840				0.15		35				
令和7年	8月	34						5,834				0.15		34				
令和7年	9月	34						5,197				0.15		34				
令和7年	10月	39			3,572							0.15		39				
令和7年	11月	39			2,991							0.15		39				
令和7年	12月	39			4,493							0.15		39				
令和8年	1月	39			4,615							0.15		39				
令和8年	2月	39			3,817							0.15		39				
令和8年	3月	39			3,734							0.15		39				
計					34,253			16,871										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 伊集院公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	32			2,236							0.15		32				
令和7年	5月	32			2,418							0.15		32				
令和7年	6月	32			2,630							0.15		32				
令和7年	7月	32						4,150				0.15		32				
令和7年	8月	32						4,145				0.15		32				
令和7年	9月	32						3,658				0.15		32				
令和7年	10月	32			2,532							0.15		32				
令和7年	11月	32			2,491							0.15		32				
令和7年	12月	32			3,362							0.15		32				
令和8年	1月	32			3,859							0.15		32				
令和8年	2月	32			3,002							0.15		32				
令和8年	3月	32			2,941							0.15		32				
計					25,471			11,953										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 大隅公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	26			2,736							0.15		26				
令和7年	5月	26			3,344							0.15		26				
令和7年	6月	26			4,463							0.15		26				
令和7年	7月	28						6,071				0.15		28				
令和7年	8月	28						6,092				0.15		28				
令和7年	9月	28						5,913				0.15		28				
令和7年	10月	26			3,063							0.15		26				
令和7年	11月	26			2,690							0.15		26				
令和7年	12月	26			3,871							0.15		26				
令和8年	1月	26			4,546							0.15		26				
令和8年	2月	26			3,800							0.15		26				
令和8年	3月	26			3,936							0.15		26				
計					32,449			18,076										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 出水公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	32			2,463								0.15		32			
令和7年	5月	32			2,394								0.15		32			
令和7年	6月	32			4,324								0.15		32			
令和7年	7月	32						6,242					0.15		32			
令和7年	8月	32						5,807					0.15		32			
令和7年	9月	31						5,305					0.15		31			
令和7年	10月	32			3,980								0.15		32			
令和7年	11月	32			2,814								0.15		32			
令和7年	12月	32			3,935								0.15		32			
令和8年	1月	32			3,718								0.15		32			
令和8年	2月	32			2,992								0.15		32			
令和8年	3月	32			2,893								0.15		32			
計					29,513			17,354										

※ 単価は全て税込単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

入札積算内訳書

官署名 指宿公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	23			1,654								0.15		23			
令和7年	5月	23			2,145								0.13		23			
令和7年	6月	23			3,291								0.09		23			
令和7年	7月	23						5,058					0.04		23			
令和7年	8月	23						4,896					0.03		23			
令和7年	9月	24						4,544					0.02		24			
令和7年	10月	23			2,177								0.10		23			
令和7年	11月	23			1,516								0.14		23			
令和7年	12月	23			2,422								0.13		23			
令和8年	1月	23			2,766								0.12		23			
令和8年	2月	23			1,950								0.14		23			
令和8年	3月	23			1,860								0.13		23			
計					19,781			14,498										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。
 ※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書総括表

官 署 名	金 額
鹿児島労働基準監督署	
鹿児島公共職業安定所	
川内公共職業安定所 宮之城出張所	
国分公共職業安定所	
加世田公共職業安定所	
伊集院公共職業安定所	
大隅公共職業安定所	
出水公共職業安定所	
指宿公共職業安定所	
合 計 (税込)	

入札額 (合計の100/110 1円未満切捨て)	
--------------------------	--

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 鹿児島労働基準監督署

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	41			3,474							0.15		41				
令和7年	5月	41			3,724							0.15		41				
令和7年	6月	41			4,685							0.15		41				
令和7年	7月	38						7,335				0.15		38				
令和7年	8月	41						7,266				0.15		41				
令和7年	9月	41						6,183				0.15		41				
令和7年	10月	41			4,583							0.15		41				
令和7年	11月	41			3,886							0.15		41				
令和7年	12月	41			4,998							0.15		41				
令和8年	1月	41			5,666							0.15		41				
令和8年	2月	41			3,802							0.15		41				
令和8年	3月	41			4,075							0.15		41				
計					38,893			20,784										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 鹿児島公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	99			11,166							0.15		99				
令和7年	5月	99			13,830							0.15		99				
令和7年	6月	99			16,770							0.15		99				
令和7年	7月	98						22,457				0.15		98				
令和7年	8月	104						22,416				0.15		104				
令和7年	9月	104						20,785				0.15		104				
令和7年	10月	99			14,963							0.15		99				
令和7年	11月	99			11,248							0.15		99				
令和7年	12月	99			12,106							0.15		99				
令和8年	1月	99			12,438							0.15		99				
令和8年	2月	99			11,360							0.15		99				
令和8年	3月	99			11,567							0.15		99				
計					115,448			65,658										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 川内公共職業安定所 宮之城出張所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	26			2,365								0.15		26			
令和7年	5月	26			2,370								0.15		26			
令和7年	6月	26			3,077								0.15		26			
令和7年	7月	25						5,171					0.15		25			
令和7年	8月	25						4,783					0.15		25			
令和7年	9月	25						4,421					0.15		25			
令和7年	10月	26			2,538								0.15		26			
令和7年	11月	26			2,497								0.15		26			
令和7年	12月	26			3,634								0.15		26			
令和8年	1月	26			3,820								0.15		26			
令和8年	2月	26			3,328								0.15		26			
令和8年	3月	26			3,391								0.15		26			
計					27,020			14,375										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 国分公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	36			4,129							0.15		36				
令和7年	5月	36			4,607							0.15		36				
令和7年	6月	36			5,382							0.15		36				
令和7年	7月	41						8,796				0.15		41				
令和7年	8月	44						8,818				0.15		44				
令和7年	9月	44						7,795				0.15		44				
令和7年	10月	40			4,585							0.15		40				
令和7年	11月	40			3,914							0.15		40				
令和7年	12月	40			4,999							0.15		40				
令和8年	1月	36			5,507							0.15		36				
令和8年	2月	36			4,509							0.15		36				
令和8年	3月	36			4,508							0.15		36				
計					42,140			25,409										

※ 単価は全て税込単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 加世田公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	39			3,041								0.15		39			
令和7年	5月	39			3,599								0.15		39			
令和7年	6月	39			4,391								0.15		39			
令和7年	7月	35						5,840					0.15		35			
令和7年	8月	34						5,834					0.15		34			
令和7年	9月	34						5,197					0.15		34			
令和7年	10月	39			3,572								0.15		39			
令和7年	11月	39			2,991								0.15		39			
令和7年	12月	39			4,493								0.15		39			
令和8年	1月	39			4,615								0.15		39			
令和8年	2月	39			3,817								0.15		39			
令和8年	3月	39			3,734								0.15		39			
計					34,253			16,871										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 伊集院公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	32			2,236							0.15		32				
令和7年	5月	32			2,418							0.15		32				
令和7年	6月	32			2,630							0.15		32				
令和7年	7月	32						4,150				0.15		32				
令和7年	8月	32						4,145				0.15		32				
令和7年	9月	32						3,658				0.15		32				
令和7年	10月	32			2,532							0.15		32				
令和7年	11月	32			2,491							0.15		32				
令和7年	12月	32			3,362							0.15		32				
令和8年	1月	32			3,859							0.15		32				
令和8年	2月	32			3,002							0.15		32				
令和8年	3月	32			2,941							0.15		32				
計					25,471			11,953										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 大隅公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	26			2,736							0.15		26				
令和7年	5月	26			3,344							0.15		26				
令和7年	6月	26			4,463							0.15		26				
令和7年	7月	28						6,071				0.15		28				
令和7年	8月	28						6,092				0.15		28				
令和7年	9月	28						5,913				0.15		28				
令和7年	10月	26			3,063							0.15		26				
令和7年	11月	26			2,690							0.15		26				
令和7年	12月	26			3,871							0.15		26				
令和8年	1月	26			4,546							0.15		26				
令和8年	2月	26			3,800							0.15		26				
令和8年	3月	26			3,936							0.15		26				
計					32,449			18,076										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 出水公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	32			2,463							0.15		32				
令和7年	5月	32			2,394							0.15		32				
令和7年	6月	32			4,324							0.15		32				
令和7年	7月	32						6,242				0.15		32				
令和7年	8月	32						5,807				0.15		32				
令和7年	9月	31						5,305				0.15		31				
令和7年	10月	32			3,980							0.15		32				
令和7年	11月	32			2,814							0.15		32				
令和7年	12月	32			3,935							0.15		32				
令和8年	1月	32			3,718							0.15		32				
令和8年	2月	32			2,992							0.15		32				
令和8年	3月	32			2,893							0.15		32				
計					29,513			17,354										

※ 単価は全て税込単価を使用しています。
 ※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

再入札積算内訳書

官署名 指宿公共職業安定所

年	月	基本料金 (円)			電力量料金						力率割引			契約継続割引			総計 (円) q=c+j-m-p	
		契約電力 (kW) a	単価 (円) b	合計 (円) c=a*b	その他季			夏季			合計 (円) j=f+i	基本料金 k	割引率 l	計 (円) m=k*l	数量 (kW) n	単価 (円) o		計 (円) p=n*o
					数量 (kWh) d	単価 (円) e	計 (円) f=d*e	数量 (kWh) g	単価 (円) h	計 (円) i=g*h								
令和7年	4月	23			1,654								0.15		23			
令和7年	5月	23			2,145								0.13		23			
令和7年	6月	23			3,291								0.09		23			
令和7年	7月	23						5,058					0.04		23			
令和7年	8月	23						4,896					0.03		23			
令和7年	9月	24						4,544					0.02		24			
令和7年	10月	23			2,177								0.10		23			
令和7年	11月	23			1,516								0.14		23			
令和7年	12月	23			2,422								0.13		23			
令和8年	1月	23			2,766								0.12		23			
令和8年	2月	23			1,950								0.14		23			
令和8年	3月	23			1,860								0.13		23			
計					19,781			14,498										

※ 単価は全て税込み単価を使用しています。

※ 力率は100パーセントとし、燃料費調整制度に係る燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

名称又は商号

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

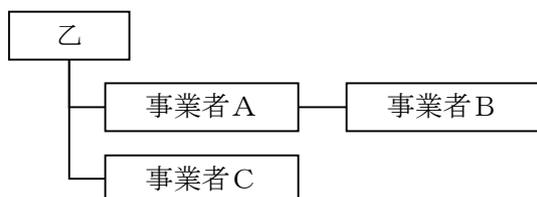
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業務の範囲
A	鹿児島県〇〇市〇〇	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙のとおり

需要場所一覧表

需要場所	鹿児島労働基準監督署	鹿児島公共職業安定所	川内公共職業安定所 宮之城出張所	国分公共職業安定所	加世田公共職業安定所
	鹿児島市薬師一丁目6-3	鹿児島市下荒田1-43-28	薩摩郡さつま町宮之城屋地2035-3	霧島市国分中央1-4-35	南さつま市加世田東本町35-11
受電設備容量 (kVA)	125	175	100	105	75
需給地点	九州電力送配電線の108テ924号柱から引き込んだ鹿児島労働基準監督署の構内1号柱に、鹿児島労働基準監督署が施設する気中開閉器の電源側接続点	九州電力送配電線の121セ643号柱から引き込んだ鹿児島公共職業安定所の構内1号柱に、鹿児島公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点	九州電力送配電線の445カ701号柱から引き込んだ川内公共職業安定所宮之城出張所の構内1号柱に、川内公共職業安定所宮之城出張所が施設する気中開閉器の電源側接続点	九州電力送配電線の760ク931号柱から引き込んだ国分公共職業安定所の構内1号柱に、国分公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点	九州電力送配電線の235カ143号柱から引き込んだ加世田公共職業安定所の構内1号柱に、加世田公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点
計量地点	鹿児島労働基準監督署の構内1号柱	鹿児島公共職業安定所の構内1号柱	川内公共職業安定所宮之城出張所の構内1号柱	国分公共職業安定所の構内1号柱	加世田公共職業安定所の構内1号柱
保安責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。

需要場所一覧表

需要場所	伊集院公共職業安定所	大隅公共職業安定所	出水公共職業安定所	指宿公共職業安定所
	日置市伊集院町大田825-3	曾於市大隅町岩川5575-1	出水市緑町37-5	指宿市東方9489-11
受電設備容量 (kVA)	80	60	80	100
需給地点	九州電力送配電線の075サ271号柱から引き込んだ伊集院公共職業安定所の構内1号柱に、伊集院公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点	九州電力送配電線の067フ703号柱から引き込んだ大隅公共職業安定所の構内1号柱に、大隅公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点	九州電力送配電線の151ア421号柱から引き込んだ出水公共職業安定所の構内1号柱に、出水公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点	九州電力送配電線の429ハ063号柱から引き込んだ指宿公共職業安定所の構内1号柱に、指宿公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点
計量地点	伊集院公共職業安定所の構内1号柱	大隅公共職業安定所の構内1号柱	出水公共職業安定所の構内1号柱	指宿公共職業安定所の構内1号柱
保安責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。	需給地点に同じ。 ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力送配電線の所有とする。

契約単価明細書

(1) 基本料金単価

契約電力 1 キロワットにつき	○円○○銭
-----------------	-------

※ 力率割引及び割増

力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を○パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金○パーセント割増する。

(2) 電力量料金単価

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	○円○○銭	○円○○銭

※ 「夏季」は 7 月 1 日から 9 月 30 日までとし、「その他季」は前記以外の期間とする。

(3) 契約継続割引単価

割引対象電力 1 キロワットにつき	○円○○銭
-------------------	-------

仕 様 書

- 1 調達件名
令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気
- 2 納入期間
令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで
- 3 納入場所
別添「需要場所一覧表①、②」のとおり
- 4 業種及び用途
官公署（事務所）
- 5 仕様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、RE100 TECHNICAL CRITERIA の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率40%とすること、また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者にも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<http://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

(1) 電気供給の条件

- | | | |
|-------------|---|--------------------|
| ①供給電気方式 | ： | 交流3相3線式 |
| ②供給電圧（標準電圧） | ： | 6,000 ボルト |
| ③計量電圧（標準電圧） | ： | 6,000 ボルト |
| ④標準周波数 | ： | 60 ヘルツ |
| ⑤受電方式 | ： | 1 回線受電 |
| ⑥受電設備の総容量 | ： | 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

- | | | |
|-------------|---|--------------------|
| ①予定契約電力 | ： | 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり |
| ②月別予定使用電力量 | ： | 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり |
| ③月別予定最大需要電力 | ： | 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり |
| ④月別力率実績 | ： | 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり |

※ 供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合等、電気事業者の供給条件に特段の定めがある場合は、協議の上、契約電力を決定する。

※ 月別予定使用電力量及び月別予定最大需要電力は、令和5年10月から令和6年9月の実績である。

※ 月別予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。

(3) 電力量等の検針

自動検針装置の有無 : 有
電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
計量器の構成 : 電力需給用複合計器 (通信機能付き)

(4) 需給地点、計量地点等

①需給地点 : 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり
②計量地点 : 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり
③保安責任分界点 : 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり
④財産分界点 : 別添「需要場所一覧表①、②」のとおり

(5) 単位及び端数処理

- ①契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
②使用電力の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
③力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
④料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てること。

(6) その他

- ①契約期間中における力率は、力率調整装置を設置しているため、100%を保持する予定。
②フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
③供給期間中において、予定使用電力量を大幅に変動する契約施設の拡張及び設備の更新予定はない。
④加世田公共職業安定所、出水公共職業安定所及び指宿公共職業安定所については、太陽光発電設備を設置しているが、電力使用量から判断して、売電できるほどの発電はなく、自家消費のみである。
⑤力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
⑥入札額の積算に当たっては、より確実なものとするため、必要に応じて現場を確認すること。

6 個人情報保護及び作業従事者

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策も万全を期すこと。
(2) 自社の作業従事者及び本契約業務に関わるものに対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

7 請求及び代金の支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。

(2) 毎月の業務を履行し、当方の検査担当職員による検査に合格したときは、需要場所毎に作成した請求書を「官署支出官 鹿児島労働局長」（以下「官署支出官」という。）に提出し、代金の請求を行うこと。

ただし、次の官署については、請求書を分割して供給業者へ通知するものとし、供給業者は、当該通知に基づき、請求書を分割し、代金の請求を行うこと。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ①鹿児島公共職業安定所 | 庁舎 2 階会議室分、証明用写真撮影機分、飲料用自動販売機分、その他分 |
| ②国分公共職業安定所 | 飲料用自動販売機分、その他分 |
| ③加世田公共職業安定所 | 飲料用自動販売機分、その他分 |
| ④出水公共職業安定所 | 飲料用自動販売機分、その他分 |
| ⑤指宿公共職業安定所 | 飲料用自動販売機分、その他分 |

(3) 官署支出官は、適正な請求書を受領後、30 日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。（免税業者については消費税の加算は行わないこと。）

(4) (2) の 5 官署のほか、大隅公共職業安定所に飲料用自動販売機分についても追加を予定しているが、現時点では未定であるため、確定次第別途通知することとする。

8 再委託

(1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

(2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

(3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を厚生労働省に申請し、承認を受けること。

(4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

9 留意事項

(1) 仕様書等についての疑義は、必ず入札書提出時までには解消しておくこと。

(2) 落札者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 仕様書等に示されていない事項及び業務遂行中に生じた疑義については、双方協議のうえ決定する。

10 担当部署

鹿児島労働局総務部総務課会計第一係 担当者：田中

鹿児島市山下町 13 番 21 号 鹿児島合同庁舎 2 階

電話：099-223-8275（内線 123）

需要場所一覧表①

需要場所	鹿児島労働基準監督署				需要場所	鹿児島公共職業安定所				需要場所	川内公共職業安定所 宮之城出張所				需要場所	国分公共職業安定所				需要場所	加世田公共職業安定所															
	鹿児島市薬師1-6-3					鹿児島市下荒田1-43-28					薩摩郡さつま町宮之城屋地2035-3					霧島市国分中央1-4-35					南さつま市加世田東本町35-11															
受電設備容量 (kVA)	125				受電設備容量 (kVA)	175				受電設備容量 (kVA)	100				受電設備容量 (kVA)	105				受電設備容量 (kVA)	75															
月別 予定 使用 電力 量 (KWh)	令和7年4月	3,474	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	令和7年4月	15	月別 予定 最大 需要 電力 率 (%)	令和7年4月	100	月別 予定 使用 電力 量 (KWh)	令和7年4月	11,166	令和7年4月	47	令和7年4月	100	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	令和7年4月	8	令和7年4月	100	月別 予定 使用 電力 量 (KWh)	令和7年4月	4,129	令和7年4月	15	令和7年4月	100	月別 予定 最大 需要 電力 (KW)	令和7年4月	3,041	令和7年4月	13	令和7年4月	100		
	令和7年5月	3,724		令和7年5月	18		令和7年5月	100		令和7年5月	13,830	令和7年5月	83	令和7年5月	100		令和7年5月	2,370	令和7年5月	22		令和7年5月	100	令和7年5月	4,607	令和7年5月	29		令和7年5月	100	令和7年5月	3,599	令和7年5月	16	令和7年5月	100
	令和7年6月	4,685		令和7年6月	20		令和7年6月	100		令和7年6月	16,770	令和7年6月	85	令和7年6月	100		令和7年6月	3,077	令和7年6月	25		令和7年6月	100	令和7年6月	5,382	令和7年6月	26		令和7年6月	100	令和7年6月	4,391	令和7年6月	19	令和7年6月	100
	令和7年7月	7,335		令和7年7月	36		令和7年7月	100		令和7年7月	22,457	令和7年7月	98	令和7年7月	100		令和7年7月	5,171	令和7年7月	25		令和7年7月	100	令和7年7月	8,796	令和7年7月	41		令和7年7月	100	令和7年7月	5,840	令和7年7月	28	令和7年7月	100
	令和7年8月	7,266		令和7年8月	41		令和7年8月	100		令和7年8月	22,416	令和7年8月	104	令和7年8月	100		令和7年8月	4,783	令和7年8月	25		令和7年8月	100	令和7年8月	8,818	令和7年8月	44		令和7年8月	100	令和7年8月	5,834	令和7年8月	33	令和7年8月	100
	令和7年9月	6,183		令和7年9月	30		令和7年9月	100		令和7年9月	20,785	令和7年9月	98	令和7年9月	100		令和7年9月	4,421	令和7年9月	25		令和7年9月	100	令和7年9月	7,795	令和7年9月	40		令和7年9月	100	令和7年9月	5,197	令和7年9月	31	令和7年9月	100
	令和7年10月	4,583		令和7年10月	33		令和7年10月	100		令和7年10月	14,963	令和7年10月	83	令和7年10月	100		令和7年10月	2,538	令和7年10月	23		令和7年10月	100	令和7年10月	4,585	令和7年10月	27		令和7年10月	100	令和7年10月	3,572	令和7年10月	17	令和7年10月	100
	令和7年11月	3,886		令和7年11月	31		令和7年11月	100		令和7年11月	11,248	令和7年11月	80	令和7年11月	100		令和7年11月	2,497	令和7年11月	19		令和7年11月	100	令和7年11月	3,914	令和7年11月	20		令和7年11月	100	令和7年11月	2,991	令和7年11月	17	令和7年11月	100
	令和7年12月	4,998		令和7年12月	27		令和7年12月	100		令和7年12月	12,106	令和7年12月	69	令和7年12月	100		令和7年12月	3,634	令和7年12月	19		令和7年12月	100	令和7年12月	4,999	令和7年12月	35		令和7年12月	100	令和7年12月	4,493	令和7年12月	34	令和7年12月	100
	令和8年1月	5,666		令和8年1月	32		令和8年1月	100		令和8年1月	12,438	令和8年1月	76	令和8年1月	100		令和8年1月	3,820	令和8年1月	19		令和8年1月	100	令和8年1月	5,507	令和8年1月	36		令和8年1月	100	令和8年1月	4,615	令和8年1月	34	令和8年1月	100
	令和8年2月	3,802		令和8年2月	23		令和8年2月	100		令和8年2月	11,360	令和8年2月	64	令和8年2月	100		令和8年2月	3,328	令和8年2月	18		令和8年2月	100	令和8年2月	4,509	令和8年2月	28		令和8年2月	100	令和8年2月	3,817	令和8年2月	26	令和8年2月	100
	令和8年3月	4,075		令和8年3月	20		令和8年3月	100		令和8年3月	11,567	令和8年3月	63	令和8年3月	100		令和8年3月	3,391	令和8年3月	18		令和8年3月	100	令和8年3月	4,508	令和8年3月	26		令和8年3月	100	令和8年3月	3,734	令和8年3月	20	令和8年3月	100
	合計	59,677		契約電力 令和6年9月現在	41			合計		181,106	契約電力 令和6年9月現在	104		合計	41,395		契約電力 令和6年9月現在	25		合計		67,549	契約電力 令和6年9月現在	44		合計	51,124		契約電力 令和6年9月現在	34						
需給地点	九州電力送配電線の108テ924号柱から引き込んだ鹿児島労働基準監督署の構内1号柱に、鹿児島労働基準監督署が施設する気中開閉器の電源側接続点				需給地点	九州電力送配電線の121セ643号柱から引き込んだ鹿児島公共職業安定所の構内1号柱に、鹿児島公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点				需給地点	九州電力送配電線の445カ701号柱から引き込んだ川内公共職業安定所宮之城出張所の構内1号柱に、川内公共職業安定所宮之城出張所が施設する気中開閉器の電源側接続点				需給地点	九州電力送配電線の760ク931号柱から引き込んだ国分公共職業安定所の構内1号柱に、国分公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点				需給地点	九州電力送配電線の235カ143号柱から引き込んだ加世田公共職業安定所の構内1号柱に、加世田公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点															
計量地点	鹿児島労働基準監督署の構内1号柱				計量地点	鹿児島公共職業安定所の構内1号柱				計量地点	川内公共職業安定所宮之城出張所の構内1号柱				計量地点	国分公共職業安定所の構内1号柱				計量地点	加世田公共職業安定所の構内1号柱															
保安責任分界点	需給地点に同じ				保安責任分界点	需給地点に同じ				保安責任分界点	需給地点に同じ				保安責任分界点	需給地点に同じ				保安責任分界点	需給地点に同じ															
財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力側の所有とする。				財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力側の所有とする。				財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力側の所有とする。				財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力側の所有とする。				財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力側の所有とする。															

需要場所一覧表②

需要場所	伊集院公共職業安定所						需要場所	大隅公共職業安定所						需要場所	出水公共職業安定所						需要場所	指宿公共職業安定所						
	日置市伊集院町大田825-3							曾於市大隅町岩川5575-1							出水市緑町37-5							指宿市東方9489-11						
受電設備容量 (kVA)	80						受電設備容量 (kVA)	60						受電設備容量 (kVA)	80						受電設備容量 (kVA)	100						
月別予定使用電力量 (KWh)	令和7年4月	2,236	令和7年4月	9	令和7年4月	100	令和7年4月	2,736	令和7年4月	11	令和7年4月	100	令和7年4月	2,463	令和7年4月	11	令和7年4月	100	令和7年4月	1,654	令和7年4月	9	令和7年4月	100				
	令和7年5月	2,418	令和7年5月	15	令和7年5月	100	令和7年5月	3,344	令和7年5月	22	令和7年5月	100	令和7年5月	2,394	令和7年5月	27	令和7年5月	100	令和7年5月	2,145	令和7年5月	22	令和7年5月	98				
	令和7年6月	2,630	令和7年6月	15	令和7年6月	100	令和7年6月	4,463	令和7年6月	23	令和7年6月	100	令和7年6月	4,324	令和7年6月	29	令和7年6月	100	令和7年6月	3,291	令和7年6月	23	令和7年6月	94				
	令和7年7月	4,150	月別予定最大需要電力 (KW)	令和7年7月	28	令和7年7月	100	令和7年7月	6,071	令和7年7月	28	令和7年7月	100	令和7年7月	6,242	令和7年7月	31	令和7年7月	100	令和7年7月	5,058	令和7年7月	22	令和7年7月	89			
	令和7年8月	4,145		令和7年8月	29	令和7年8月	100	令和7年8月	6,092	令和7年8月	26	令和7年8月	100	令和7年8月	5,807	令和7年8月	31	令和7年8月	100	令和7年8月	4,896	令和7年8月	23	令和7年8月	88			
	令和7年9月	3,658		令和7年9月	24	令和7年9月	100	令和7年9月	5,913	令和7年9月	25	令和7年9月	100	令和7年9月	5,305	令和7年9月	31	令和7年9月	100	令和7年9月	4,544	令和7年9月	24	令和7年9月	87			
	令和7年10月	2,532		令和7年10月	17	令和7年10月	100	令和7年10月	3,063	令和7年10月	22	令和7年10月	100	令和7年10月	3,980	令和7年10月	28	令和7年10月	100	令和7年10月	2,177	令和7年10月	23	令和7年10月	95			
	令和7年11月	2,491		令和7年11月	17	令和7年11月	100	令和7年11月	2,690	令和7年11月	19	令和7年11月	100	令和7年11月	2,814	令和7年11月	26	令和7年11月	100	令和7年11月	1,516	令和7年11月	20	令和7年11月	99			
	令和7年12月	3,362		令和7年12月	25	令和7年12月	100	令和7年12月	3,871	令和7年12月	22	令和7年12月	100	令和7年12月	3,935	令和7年12月	25	令和7年12月	100	令和7年12月	2,422	令和7年12月	16	令和7年12月	98			
	令和8年1月	3,859		令和8年1月	32	令和8年1月	100	令和8年1月	4,546	令和8年1月	22	令和8年1月	100	令和8年1月	3,718	令和8年1月	26	令和8年1月	100	令和8年1月	2,766	令和8年1月	17	令和8年1月	97			
	令和8年2月	3,002		令和8年2月	22	令和8年2月	100	令和8年2月	3,800	令和8年2月	21	令和8年2月	100	令和8年2月	2,992	令和8年2月	24	令和8年2月	100	令和8年2月	1,950	令和8年2月	15	令和8年2月	99			
	令和8年3月	2,941		令和8年3月	17	令和8年3月	100	令和8年3月	3,936	令和8年3月	22	令和8年3月	100	令和8年3月	2,893	令和8年3月	23	令和8年3月	100	令和8年3月	1,860	令和8年3月	15	令和8年3月	98			
	合計	37,424		契約電力 令和6年9月現在	32			合計	50,525	契約電力 令和6年9月現在	28			合計	46,867	契約電力 令和6年9月現在	31			合計	34,279	契約電力 令和6年9月現在	24					
需給地点	九州電力送配電線の075サ271号柱から引き込んだ伊集院公共職業安定所の構内1号柱に、伊集院公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点						需給地点	九州電力送配電線の067フ703号柱から引き込んだ大隅公共職業安定所の構内1号柱に、大隅公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点						需給地点	九州電力送配電線の151ア421号柱から引き込んだ出水公共職業安定所の構内1号柱に、出水公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点						需給地点	九州電力送配電線の429ハ063号柱から引き込んだ指宿公共職業安定所の構内1号柱に、指宿公共職業安定所が施設する気中開閉器の電源側接続点						
計量地点	伊集院公共職業安定所の構内1号柱						計量地点	大隅公共職業安定所の構内1号柱						計量地点	出水公共職業安定所の構内1号柱						計量地点	指宿公共職業安定所の構内1号柱						
保安責任分界点	需給地点に同じ						保安責任分界点	需給地点に同じ						保安責任分界点	需給地点に同じ						保安責任分界点	需給地点に同じ						
財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力株の所有とする。						財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力株の所有とする。						財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力株の所有とする。						財産分界点	需給地点に同じ。ただし、取引用計量器および付属装置は九州電力株の所有とする。						

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

項目	基準	点数
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.690未満	25
	0.690以上	20
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%以上 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、仕様書別紙②「各用語の定義」参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していないものは、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類(入札説明書様式-9)及びその根拠を示す書類(仕様書別紙③)を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するように努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表) 仕様書別紙①の「各用語の定義」

用語	定義
① 令和5年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素実排出係数	<p>「令和5年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 2. 上記1の係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

	<p>② 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））</p> <p>② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑥ 令和5年度の供給電力量（需要端（kWh））</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和5年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）

- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙①および③にのみ適用する。

適合証明書に関する数値の算定根拠（参考様式）

1 令和5年度の1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数

①令和5年度の電力供給に係る二酸化炭素排出量 kg-CO2

②令和5年度の供給電力量 kWh

[算出方式] ① / ② = 二酸化炭素排出係数 kg-CO2/kWh

2 令和5年度の未利用エネルギー活用状況

①令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端） kWh

②令和5年度の供給電力量（需要端） kWh

[算出方式] ① / ② × 100 = 未利用エネルギー活用状況 %

3 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況

①令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)） kWh

②令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)） kWh
 （ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）

③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） kWh

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） kWh

⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） kWh

⑥令和5年度の供給電力量（需要端 (kWh)） kWh

[算出方式] (① + ② + ③ + ④ + ⑤ / ⑥) × 100 = 再生可能エネルギー電気導入状況 %

入札説明書受領通知書

鹿児島労働局総務部総務課 会計第一係 田中 行

メールアドレス: tanaka-hidetoshi.zs4@mhlw.go.jp

入札件名	令和7年度 鹿児島労働局管下9官署で使用する電気	
入札参加方法 (いずれかに○を付けてください)	電子調達システム	紙入札
入札説明書受領日	令和 年 月 日	
会社名		
担当者名		
担当者連絡先		
メールアドレス		
備考		

※ 入札説明書を当局ホームページからダウンロードされた方は、本票を作成の上、上記宛先へ送信してください。

※ 本票は、本件入札に関して連絡を行う必要が生じた際の連絡先の確認のためのものです。

※ 入札説明書をWord・Excelデータでの提供を希望される場合は、備考欄に、メールアドレスを記入した上で、入札説明書のWord・Excelデータの提供を希望する旨記入してください。

※ 上記のメールアドレスの@以降の記載は、アルファベットの小文字で「エムエイチエルダブリュー ドットジーオー ドットジェイピー」となります。